

【大分県国東市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	1, 443	1, 397	1, 360	1, 274	1, 234
② 予備機を含む 整備上限台数	1, 659	1, 606	659	560	514
③ 整備台数 (予備機除く)	0	875	0	0	465
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	875	0	0	465
⑤ 累積更新率	0%	62. 6%	64. 3%	68. 7%	108. 6%
⑥ 予備機整備台数	0	30	0	0	20
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	30	0	0	20
⑧ 予備機整備率	0%	3. 4%	0%	0%	4. 3%

(端末の整備・更新計画の考え方)

第 1 期のタブレットについては、令和 2 年度に購入し、令和 3 年度から市内全小中学校に導入した。利用状況等によって、端末の損耗率が高く、日常的な利活用に支障が出かねない状況にあったため、一部の端末について、令和 5 年度に更新を行った。令和 7 年度には、更新を行っていない端末について更新を行う。また、令和 5 年度に調達した端末については、使用期間が 5 年を経過する令和 10 年度に更新を行う予定である。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：令和 2 年度購入児童生徒用タブレット 1, 234 台

○処分方法

学校外の施設での利用、教育委員会会議用に転用等を検討したうえで、損耗が激しいもの等は、小型家電リサイクル法認定事業者への委託による再使用・再資源化を検討する。

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する。

○スケジュール (予定)

令和 8 年 9 月 処分事業者 選定

令和 8 年 10 月以降 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

令和 10 年度更新時も端末の損耗の程度を確認のうえ同様の対応を実施予定。